

MIC Ministry of Internal Affairs

令和4年3月18日 熊本行政評価事務所

子供たちが自転車で、国道を安全に横断できるようにしてほしい

- 改善のあっせんを踏まえ、関係機関が安全確保に向けた協議の開始へ -

総務省熊本行政評価事務所(所長 古澤 良章)は、「私の子は、通学時に国道57号(通称:東バイパス)を自転車で横断中、車に轢かれそうになった。子供たちが自転車で安全に横断できるようにしてほしい。」との行政相談を受け、令和4年3月9日、熊本河川国道事務所に対し、関係機関と共に現地の安全確保のための協議を行い、必要な対策を進めることについて、あっせんを行いました。

このあっせんは、民間有識者で構成する<u>行政苦情救済推進会議</u>(座長 鈴木 桂樹 熊本大学名誉教授) **の意見を踏まえたも**のです。

熊本河川国道事務所では、すでに協議開催に向けた連絡・調整を開始しており、今後の協議によって、現地交差点の安全対策の進展が期待されます。

なお、関係機関(熊本県警察及び熊本市自転車利用推進室)には、上記あっせんの内容を参考連絡しています。





【照会先】

総務省 熊本行政評価事務所 主任行政相談官 柳場 浩文

電 話:096-324-1662

メール: kumam02@soumu.go.jp

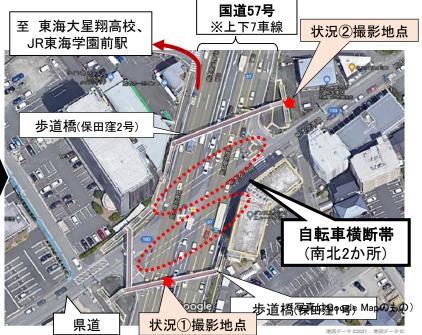
1 行政相談の概要

- 私の子は自転車で高校に通学しており、保田窪交差点(熊本市内)で国道57号を横断している。
- 国道の横断のために自転車横断帯が設けられているのだが、子は、通学時にこの横断帯で、県道から 国道に曲がってきた自動車に轢かれそうになった。
- この横断帯の標示は消えている。このため、自動車からは、自転車横断場所であると認識できないのではないか。
- 幸いに子は事故に至らなかったものの、この横断帯を多くの高校生が通行しているし、交差点の自動車 交通量は多く、事故が発生しないか不安である。 子供たちが安全に横断できるようにしてほしい。

横断方法

【保田窪交差点の位置図・俯瞰写真】



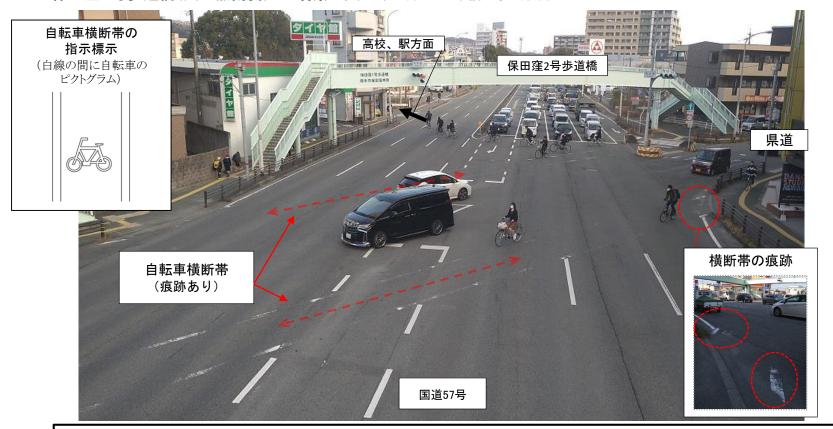


※当該交差点で国道57号を横断する場合、歩行者は横断 歩道橋を利用(横断歩道なし)

- ※ 横断歩道橋にはスロープはなく、自転車は通行不可
- ※ 他の横断歩道等は500m以上離れている。

2 交差点の状況①(自転車横断帯は視認しにくい状況。このため、通行ルールがあいまい)

<保田窪1号歩道橋(交差点南側)から撮影(令和3年12月13日 午前8時10分頃)>



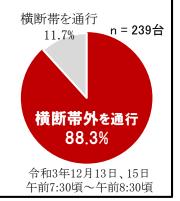
- 自転車横断帯の標示(白線・自転車ピクトグラム)は、<u>白線の一部が残っているのみ</u>。晴れた日の日中であっても <u>視認しにくい状態</u>
- 📦 横断帯の有無があいまい ⇒ 通行ルールが不明確 ⇒ 通行ルールの理解が区々 ⇒ 安全な通行が阻害
 - 自転車横断帯がない場合、自転車は原則どおり道路の左側を通行
 - この交差点では横断帯が消えており、自転車は左側を通行するべきなのか、横断帯を通るべきなのか、通行者の認識が区々となっているおそれあり。
 - ・ また、警察庁は、安全確保のため必要な場合には、横断帯を撤去する方針(平成23年10月)。以降、横断帯の数は減少
 - → 横断帯が消えていると、横断帯は撤去されていないにもかかわらず「撤去された。」との誤解を生じ、一層の混乱に つながるおそれあり。

2 交差点の状況②(横断帯外の通行が常態化。付近の学校教員は対策を要望)

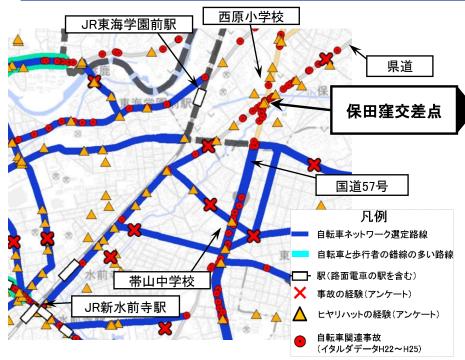
<保田窪2号歩道橋(東側階段)から撮影(令和3年9月27日 午前8時頃)>



- 自転車は、交差点を通行する場合において、付近に自転車横断帯があるときは、当該 自転車横断帯を通行しなければならないとされている(道路交通法第63条の6)。
- しかし、現地調査の結果、90%近くの自転車が横断帯外を通行
 - ・対象:朝の通学時間帯に、自転車横断帯(写真中央)を、写真手前から奥に向かって進む自転車
 - ・付近の学校教員(※)が交通整理・安全指導を行っている間(15分程度)を除く。
- → 横断帯外の通行は、常態化しているとみられる。
 - (※) 安全指導を行っていた教員は、関係機関において安全な横断のための措置を要望



2 交差点の状況③(自転車事故・ヒヤリハットが多数発生。今後も発生の危険性)



- (注1) データ地図出典:第2次熊本市自転車利用環境整備実施計画 【別冊】自転車ネットワーク計画(平成30年4月策定)掲載
- (注2) 本データは、自転車ネットワーク計画(平成24年策定の当初計画)の見直しのためのもの。
- (注3) 現時点では、国道57号と保田窪交差点で交差する県道は、自転車ネットワーク路線に 選定されていない(下図参照。自転車ネットワーク計画路線:着色された路線(太線))。
 - 国道57号

 【保田窪交差点

 U典:熊本市自転車活用推進計画
 【別冊】自転車ネットワーク計画(令和3年3月見直し)

- 保田窪交差点では、左図のとおり、過去に、**自転車関係** 事故、ヒヤリハット事業が発生している。
- 当事務所の**現地調査時**(計2時間弱)にも、**横断中の自転 車が慌てて自動車を回避する等の事例**が数件発生
- **今後も事故が発生する危険性**があると考えられる。



【例】自転車横断帯(道路の右側)を通行中の自転車が、県道から左折してきた自動車を慌てて回避した場面 自動車が写真の位置で急に減速し、かつ、自転車が破線の方向に回避し、事故には至らなかった。

3 関係機関の主な役割

機関名(担当部署)	主な役割(本事案関係)
国土交通省 熊本河川国道事務所 (交通対策課)	 国道57号の道路管理(道路管理者) 「熊本県道路交通安全推進連絡会議(※)」の開催 (※) 熊本県内の道路管理者及び警察が県内道路の交通事故対策を検討する会議 熊本河川国道事務所は、議長(事務所長)及び事務局(交通対策課)として参画 その他の構成機関:下の表を参照 地方公共団体の自転車活用等に係る計画策定への参画
熊本県警察本部 (交通規制課)	・ 自転車横断帯の管理、交通規制等(交通管理者)・ 熊本県道路交通安全推進連絡会議への参画(副議長及び事務局)
熊本市(交通政策課 自転車利用推進室)	・ 熊本市自転車活用推進計画に基づく自転車施策、自転車走行空間整備 (自転車 ネットワーク路線の選定を含む「自転車ネットワーク計画」の策定等) 本件の自転車横断帯は、熊本市自転車ネットワーク計画の対象ではないが、本件交差点 の所在地は熊本市内であることや、自転車利用推進室では自転車施策に係る知見を有して いること等から、関係機関と位置付けたもの。

表 熊本県道路交通安全推進連絡会議の構成

会議での役割	構成機関(役職)
議長	熊本河川国道事務所(所長)
副議長	熊本県警察本部 交通規制課 (課長)
委員	・八代河川国道事務所(所長)・熊本県 土木部 道路都市局 道路保全課(課長)・熊本市 都市建設局 土木部(部長)・西日本高速道路(株)熊本高速道路事務所(所長)
事務局	熊本河川国道事務所 交通対策課 熊本県警察本部 交通規制課

(注) 熊本市自転車利用推進室は、この会議には参画していない。

4 行政苦情救済推進会議の主な意見

- 現地の状況を見ると、仮に自転車横断帯が修復されたとしても、安全性が格段に向上するかは疑問である。
- ついては、現地の自転車横断をより安全なものとするため、国・自治体の関係機関において、現地の危険性に 係る認識を共有し、かつ横断方法の改善について知恵を出し合う協議の場を設けてはどうか。
- 協議の開催に当たり、<u>熊本河川国道事務所は</u>、自転車横断帯の管理は所掌外であるものの、次のことから、<u>関</u> 係機関に働きかけて開催を推進することが望ましいのではないか。
 - ・ 同事務所が道路管理を行う国道57号において、自転車が自転車横断帯を外れて複数の車線を横切り通行している。このことによって、事故発生の危険性が高まっているとみられること。
 - ・ 同事務所では、「**熊本県道路交通環境安全推進連絡会議**」の議長及び事務局を務め、交通事故対策の調整においても存在感を発揮していること。
- 上記協議の実施を契機として関係機関の連携が一層強化されることで、安全で快適な自転車利用環境の整備に 資するものと考えられる。

<行政苦情救済推進会議とは>

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場から、行政苦情の救済 を推進するために設置しているもの

(座長) 鈴木 桂樹 (国立大学法人熊本大学 名誉教授)

(委員) 坂口 眞理 (特定非営利活動法人熊本消費者協会 理事)

坂本 浩 (熊本商工会議所 専務理事)

馬場 啓 (弁護士)

本田 郁子 (有職者婦人クラブ萌の会 副会長)

森脇 伸一 (熊本行政相談委員協議会 会長)

【参考資料】

熊本市による自転車通行環境の改善例

(出典:熊本市ホームページ)

自転車は車道の左側を通行しましょう



藤崎宮前交差点 〜坪井橋間 自転車の車道通行環境を

- 改善しました 《目的》
- ・歩行者の安全確保
- ・車道を走る自転車の 安全確保





自転車の車道通行のルール

- 自転車は左側通行です。
- ●自転車は車両です。車両用信号が赤の場合、止まってください。
- ●バス停にバスが停車している場合には、 一時停止しバスの発車まで待って下さい。バス停付近で急に歩道通行すると、歩道上の 乗降者と錯綜し、危険です。

自転車の歩道通行のルール

●本区間の歩道は「自転車通行可」ですが、 「歩行者優先」で「歩道の車道寄りを徐行」 で通行してください。

整備内容に関するお問い合わせ 熊本市役所 都市建設局 土木部 土木管理課 自転車対策室 電話096-328-2259 (平日 8:30~17:15)